

LifeKeeper / DataKeeper サブスクリプション・ライセンス サポート約款

本約款は、LifeKeeper / DataKeeper サブスクリプション・ライセンス取扱代理店(以下「甲」といいます。)及びサイオステクノロジー株式会社(以下「乙」といいます。)との間で、LifeKeeper / DataKeeper サブスクリプション・ライセンス製品サポート(以下「サポート」といいます。)に関し必要となる事項を定めるものとします。なお、本書にて定めるサポートは、サブスクリプション・ライセンス契約に基づくサポートのみとします。

第1条(本約款の効力)

甲が乙との間においてLifeKeeper / DataKeeperサブスクリプション・ライセンス契約を締結した時点で、甲が本約款の内容に同意したものとみなし、本約款は、同時点より効力が生じるものとします。

第2条(本約款の対象となる製品)

SIOS Protection Suite Linux-MSub-Base(1ヶ月)、SIOS Protection Suite Linux-MSub-T2(1ヶ月)、SIOS Protection Suite Windows-MSub-Base(1ヶ月)、SIOS Protection Suite Windows-MSub-T2(1ヶ月)、DataKeeper Cluster Edition-MSub-Base(1ヶ月)、DataKeeper Cluster Edition-MSub-T2(1ヶ月)およびこれらと連携する各種ARK

第3条(サポートの提供)

1. 乙は、甲に対し、LifeKeeper / DataKeeper サブスクリプション・ライセンス製品(以下「製品」といいます。)契約の有効期間中、製品を良好な稼働状態に保つため、乙所定の基準に基づき、日本国内において甲に対してサポートを提供します。

2. サポートの提供により甲の問題が解決されることを乙が保証するものではありません。

第4条(サポートの内容)

1. 乙が実施するサポートの内容は、以下に記載のとおりとします。

■受付時間: 平日9:00~17:30(土日祝祭日、年末年始除く)

■サポート方法: 問い合わせフォーム(電子メール)

■主なサポート内容: ・ご契約頂いた製品に関する技術支援およびトラブル対応支援

・新製品やその他製品に関するご案内

・技術情報の優先提供

・アップデートプログラム、メジャーバージョンアップ版の無償提供 ※プロダクトライフサイクルに応じ、サポート内容は変わります

■サポート範囲外の事項: 以下に関する開発支援はサポート範囲外となります。

・ハードウェアの構成

・オペレーティングシステムの導入、設定

・ネットワークの導入、設定

・サードパーティ製品ソフトウェアに関する支援

・カスタムリカバリキット(Generic ARK: アプリケーションを制御する専用のスクリプト)の構築

2. 前項に記載の内容以外のサポートについては、乙が自己の裁量で対応可能と判断した場合に限り、別途協議の上、提供するものとします。

第5条(変更通知義務)

甲は、住所変更、社名変更、技術連絡先の変更等、甲が提出した「LifeKeeper / DataKeeper サブスクリプション・ライセンス契約書」の記載事項に変更が生じた場合、速やかに乙に書面にて通知するものとします。甲が本通知を怠った場合、乙は本約款に基づきサポートを甲に提供する義務を免れるものとします。

第6条(データの管理)

記録媒体等のデータのバックアップを確保する責任は、甲が負うものとし、乙はデータの破損に対する復旧は行わず、また、データの破損により生じた甲の損害については一切責任を負わないものとします。

第7条(サポート期間)

サポートの有効期間は、LifeKeeper / DataKeeper サブスクリプション・ライセンス製品の契約有効期間内とします。

第8条(損害賠償)

乙が、その責に帰すべき事由により甲に損害を与えた場合には、甲に対し、損害発生の原因となったサポートに対する、受領済みの料金又は直近の一年分の料金のうちいずれか低い金額を限度として、その損害を賠償します。ただし、乙の責に帰すことのできない事由による損害、乙の予見可能性のない特別の事情から生じた損害及び逸失利益については、乙は、何らの賠償責任を負わないものとします。

第9条(サポートの終了)

1. LifeKeeper / DataKeeper サブスクリプション・ライセンス製品の契約終了をもって、サポートも終了となります。

2. 甲が本約款の条項に違反し、乙からの書面による是正催告後速やかにそれが是正されない場合はその時点において、乙はサポートを終了することができるものとします。

3. 甲において次の各号に掲げる事由の1が生じたときは、乙は、何らの催告なしにサポートを終了することができるものとします。

- (1) 差押え、仮差押え、仮処分または強制執行手続開始がなされたとき、又は自らもしくは他によって破産、解散の決議、特別清算開始、民事再生手続開始、もしくは会社更生手続開始の申立ての1がなされたとき
- (2) 支払を停止し、又は自ら振出しもしくは引き受けた手形・小切手の1が不渡りとなったとき
- (3) 信用状態が悪化し、又はそのおそれがあると認められる相当の事由があるとき
- (4) 重大な過失又は背信行為があったとき
- (5) 反社会的勢力であること、反社会的勢力と取引関係があること、又は反社会的勢力を利用した活動をしていること

4. 乙が前項によりサポートを終了したときは、同時に甲に対して損害賠償の請求を行うことができるものとします。

5. 甲が第2項もしくは第3項の事由に該当し、もってサポートが終了した場合、甲は乙から通知催告等がなくても本約款に基づく自己の債務について当然に期限の利益を失い、直ちにかかる債務を乙に対して履行するものとします。また、かかる場合、本約款に基づく甲の権利一切は消滅するものとし、乙が本約款に基づき受領した料金の返還は行われません。

第10条(権利の帰属)

1. 甲は、製品及びサポートにかかわる知的財産権及びノウハウ等の権利が乙又は正当な権利者に帰属することを十分認識するものとします。

2. 乙がサポートを実施するうえで作成した資料、設計図、その他ドキュメント及びプログラム等についての諸権利は、すべて乙に帰属するものとします。

第11条(秘密保持)

1. 甲と乙は、サポートの実施にあたり知得した相手方の営業秘密を第三者に開示・漏洩しないものとします。

2. 前項の規定にかかわらず、下記各号の1に該当するものについては、お互いに秘密保持義務を負わないものとします。

- (1) 既に公知の資料・情報
- (2) 甲または乙が独自に開発したもの
- (3) 甲または乙が第三者より適法に入手した資料・情報

第12条(権利義務の譲渡等)

甲と乙は、相手の書面による承諾なしに、本約款から生じる権利義務を第三者に譲渡し、または承継させないものとします。

第13条(輸出規制)

甲は、米国及び日本国の輸出関連法規の全てを遵守し、製品又はサポートにより提供を受けた役務を、米国又は日本国の法律に違反して直接間接を問わず日本国外へ輸出しないことに合意することとします。

第14条(合意管轄)

本約款により生ずる紛争については、東京地方裁判所のみを専属的に第一審の管轄裁判所とします。

第15条(協議)

サポート証書、本約款に定めのない事項、並びにその解釈に疑義を生じた場合は、甲と乙との間で協議のうえ決定するものとします。

第16条(約款の有効期間)

1. この約款は2016年6月1日から有効となります。

2. 乙は、1週間以上の予告期間において乙のホームページにおいて変更後の本約款の内容を周知することにより、いつでも本約款の内容を変更することができるものとし、当該予告期間経過後は、変更後の本約款の内容が適用されるものとします。